

平成 30 年 3 月 8 日

貴団体 ご担当者 様

山口労働局労働基準部 監督課長  
労災補償課長

労災かくしの排除に係る周知・啓発用ポスター等の送付について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働基準行政の運営につきまして、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働基準行政として、これまでも、いわゆる「労災かくし」の排除に努めているところですが、本来労災保険において保険給付されるべきものが他保険で給付されたり、労働安全衛生法第 100 条に基づく「労働者死傷病報告」を所轄の労働基準監督署に提出されず、あるいは虚偽の内容を記載して報告したとして検察庁に送検した件数が今年度になって数件発生しているところです。

労災かくしが横行することになれば、被災労働者の適正な保護が図られないというおそれがあるだけでなく、労働災害防止対策の推進をゆるがすことにもなりかねないことから、労働基準行政としてもその指導を徹底することとしております。

つきましては、労災かくしの排除に係る周知・啓発用ポスター等を送付させていただきますので、本取組の趣旨にご理解いただき、ポスター等の掲示・配布等にご協力を賜りますようお願いいたします。



労災がくじくは  
犯罪です。

事業主は、労働者が労働災害にあって休業・死亡した場合、  
所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

**労働災害に健康保険は使えない、使わない。**  
**労働災害の受診は労災保険で!!**

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

**厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署**

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒<http://www.mhlw.go.jp/>